

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第8号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第1 (略)			別表第1 (略)				
	事業の種類	第1種 事業の 要件	第2種 事業の 要件		事業の種類	第1種 事業の 要件	第2種 事業の 要件
(略)			(略)				
5	発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更（ <u>火力又は水力による発電にあつては、一般電気事業者が行うものに限る。</u> ）	(略)		5	発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更	(略)	
(略)			(略)				
20	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに限る。 <u>一般電気事業者を除く。</u> ）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工	(略)		20	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場	(略)	

場又は事業場（以下「工場等」という。）の設置又は変更	等」という。）の設置又は変更
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。